○岡山県後期高齢者医療広域連合レセプトの開示に関する規則

平成２０年７月１日
広域連合規則第８号

（趣旨）

第１条　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）及び岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第８号。以下「条例」という。）に基づく岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療に係る診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書（以下「レセプト」という。）の開示については、法及び条例に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（開示請求等の手続）

第２条　法第７７条第１項の規定によるレセプトの開示請求は、所定の保有個人情報（レセプト）開示請求書により行うものとする。ただし、広域連合長が適当と認めるときは、他の様式によることができる。

２　レセプトの開示請求をしようとする者は、前項の請求書を、直接広域連合に提出しなければならない。ただし、広域連合長が適当と認めるときは、郵送等により請求書を提出することができる。

（開示決定等の通知）

第３条　法第８２条に規定する通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) レセプトの全部を開示するとき　所定の保有個人情報（レセプト）開示決定通知書

(2) レセプトの一部を開示するとき　所定の保有個人情報（レセプト）一部開示決定通知書

(3) レセプトの全部を開示しないとき　所定の保有個人情報（レセプト）不開示決定通知書

２　法第８３条第２項及び第８４条に規定する通知は、所定の決定期間延長通知書により行うものとする。

３　広域連合長は、法第８６条第１項及び第２項の規定により第三者から意見を聴くときは、所定の意見聴取通知書により通知するものとする。ただし、書面による必要がないと認めるときは、口頭により通知することができる。

４　法第８６条第３項の規定による通知は反対意見書に係る保有個人情報（レセプト）の開示決定通知書（様式第７号）により行うものとする。

５　レセプトの「傷病名」欄等（レセプトの「傷病名」欄、「摘要」欄、「医学管理」欄、全体の「その他」欄、「処置・手術」欄中の「その他」欄及び「症状詳記」）の記載を不開示にする取扱いについて請求者が同意したことにより開示を決定した場合には、そのレセプトを発行した保険医療機関等（調剤報酬明細書については、その調剤報酬明細書に記載された保険医療機関）に対し、開示した旨を速やかに通知するものとする。

（開示の実施等）

第４条　法第８７条第１項の規定によるレセプトの開示は、広域連合長が指定する日時及び場所において行うものとする。

２　法第８７条第１項に規定する実施機関が定める方法は、当該レセプトの写し等の閲覧、交付又は送付によるものとする。

（費用負担）

第５条　条例第３条の規定による写しの作成に要する費用は、レセプト一面当たり１０円とする。

２　条例第３条の規定による写しの送付に要する費用は、郵送料の実額とする。

３　前２項に規定する費用は、前納とする。ただし、広域連合長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（補則）

第６条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２３年８月１日広域連合規則第７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年３月１３日広域連合規則第４号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年６月２７日広域連合規則第６号）

この規則は、令和５年７月１日から施行する。

附　則（令和６年１１月２９日広域連合規則第４号）

この規則は、令和６年１２月２日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

保有個人情報（レセプト）開示請求書

年　　月　　日

岡山県後期高齢者医療広域連合長　　様

郵便番号
住　　所
請求者　　氏　　名
生年月日
電話番号

個人情報の保護に関する法律第７７条第１項の規定により、次のとおりレセプトの開示を請求します。

請求に係るレセプトの内容	診　療　年　月		レ　セ　プ　ト　区　分
	年　　月診療分		□医科 □医科入院 □歯科 □調剤 □その他
	年　　月診療分		□医科 □医科入院 □歯科 □調剤 □その他
	年　　月診療分		□医科 □医科入院 □歯科 □調剤 □その他
	保険医療機関等の名称及び所在地	名　称	
		所在地	
その他参考事項	診療時における被保険者番号		
	その他		
開　示　の　内　容	□全部開示		
	□一部を伏せた開示 ※レセプトの「傷病名」欄、「摘要」欄、「医学管理」欄、全体の「その他」欄、「処置・手術」欄中の「その他」欄及び「症状詳記」を伏せたもの		
開　示　の　方　法	□写しの閲覧　□写しの交付　□写しの送付		
法定代理人によるレセプトの開示請求の場合は、次の欄にも記入してください。			
本人の住所、氏名、生年月日及び電話番号	住　　所 氏　　名 生年月日 電話番号		
請　求　理　由			

(注)　該当する□に✓印をご記入ください。

【職員記載欄】次の欄には記入しないでください。

請　求　者　の　確　認	□個人番号カード　□運転免許証　□旅券 □その他（　　）	
法定代理人の確認	□戸籍簿・謄本　□その他（　　）	
所　　管　　課		受付印
備　　考		

様式第２号（第３条関係）

保有個人情報（レセプト）開示決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

岡山県後期高齢者医療広域連合長　　印

年　　月　　日付で請求のあったレセプトの開示については、個人情報の保護に関する法律第８２条第１項の規定により、次のとおり開示することに決定しましたので通知します。

<table>
<tr><td rowspan="8">開示請求に係るレセプト</td><td rowspan="2">被保険者</td><td>住　所</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">診療月日</td><td>レセプト区分</td></tr>
<tr><td colspan="2">年　　月診療分</td><td>□医科　□医科入院　□歯科　□調剤
□その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">年　　月診療分</td><td>□医科　□医科入院　□歯科　□調剤
□その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">年　　月診療分</td><td>□医科　□医科入院　□歯科　□調剤
□その他</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保険医療機関等の名称及び所在地</td><td>名　称</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示の日時及び場所</td><td>日　　時</td><td colspan="2">午前
年　　月　　日（　）　　時　　分
午後</td></tr>
<tr><td>場　　所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示の内容</td><td colspan="3">□全部開示</td></tr>
<tr><td colspan="3">□「傷病名」欄等一部を伏せた開示</td></tr>
<tr><td>開示の方法</td><td colspan="3">□写しの閲覧　□写しの交付　□写しの送付</td></tr>
<tr><td>所管課</td><td colspan="3">電話番号</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（注）　１　指定された日時に来られない場合は、所管課に連絡してください。
　　２　レセプトの開示を受けるときは、この通知書を提示するとともに、請求者自身であることを証明するために必要な書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提示してください。

様式第３号（第３条関係）

保有個人情報（レセプト）一部開示決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

岡山県後期高齢者医療広域連合長　　印

年　　月　　日付で請求のあったレセプトの開示については、個人情報の保護に関する法律第８２条第１項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので通知します。

<table>
<tr><td rowspan="8">開示請求に係るレセプト</td><td colspan="2" rowspan="2">被保険者</td><td>住　所</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">診療月日</td><td>レセプト区分</td></tr>
<tr><td colspan="3">年　　月診療分</td><td>□医科　□医科入院　□歯科　□調剤
□その他</td></tr>
<tr><td colspan="3">年　　月診療分</td><td>□医科　□医科入院　□歯科　□調剤
□その他</td></tr>
<tr><td colspan="3">年　　月診療分</td><td>□医科　□医科入院　□歯科　□調剤
□その他</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">保険医療機関等の名称及び所在地</td><td>名　称</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>開示しない部分及び理由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示の日時及び場所</td><td>日　時</td><td colspan="3">午前
年　　月　　日（　）　　時　　分
午後</td></tr>
<tr><td>場　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>開示の方法</td><td colspan="4">□写しの閲覧　□写しの交付　□写しの送付</td></tr>
<tr><td>所管課</td><td colspan="4">電話番号</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（注）１　指定された日時に来られない場合は、所管課に連絡してください。
２　レセプトの開示を受けるときは、この通知書を提示するとともに、請求者自身であることを証明するために必要な書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提示してください。

〔教示〕１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岡山県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、岡山県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において岡山県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、岡山県後期高齢者医療広域連合長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第４号（第３条関係）

保有個人情報（レセプト）不開示決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

岡山県後期高齢者医療広域連合長　　印

年　　月　　日付で請求のあったレセプトの開示については、個人情報の保護に関する法律第８２条第２項の規定により、次のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

開示請求に係るレセプト	被保険者	住　所	
		氏　名	
	診療月日		レセプト区分
	年　　月診療分		□医科　□医科入院　□歯科　□調剤　□その他
	年　　月診療分		□医科　□医科入院　□歯科　□調剤　□その他
	年　　月診療分		□医科　□医科入院　□歯科　□調剤　□その他
	保険医療機関等の名称及び所在地	名　称	
		所在地	
開示しない理由			
所管課	電話番号		
備考			

〔教示〕１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岡山県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、岡山県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において岡山県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、岡山県後期高齢者医療広域連合長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第５号（第３条関係）

決定期間延長通知書

第　　号
年　　月　　日

様

岡山県後期高齢者医療広域連合長　　印

年　　月　　日付で請求のあったレセプトの開示については、個人情報の保護に関する法律第８３条第２項及び第８４条の規定により、次のとおり決定期間を延長しましたので通知します。

<table>
<tr><td rowspan="8">開示請求に係るレセプト</td><td rowspan="2">被保険者</td><td>住　所</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">診療月日</td><td>レセプト区分</td></tr>
<tr><td colspan="2">年　　月診療分</td><td>□医科　□医科入院　□歯科　□調剤
□その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">年　　月診療分</td><td>□医科　□医科入院　□歯科　□調剤
□その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">年　　月診療分</td><td>□医科　□医科入院　□歯科　□調剤
□その他</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保険医療機関等の名称及び所在地</td><td>名　称</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>個人情報の保護に関する法律第８３条第２項及び第８４条の規定による決定期間</td><td colspan="3">年　　月　　日（　）から
（　　日間）
年　　月　　日（　）まで</td></tr>
<tr><td>延長後の決定期間</td><td colspan="3">年　　月　　日（　）から
（　　日間）
年　　月　　日（　）まで</td></tr>
<tr><td>延長の理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所管課</td><td colspan="3">電話番号</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式第６号（第３条関係）

意見聴取通知書

第　　号
年　　月　　日

様

岡山県後期高齢者医療広域連合長　　印

個人情報の保護に関する法律に基づき、貴院から提出されたレセプトについて開示請求がありました。

つきましては、当該レセプトを開示するかどうかの決定に当たり、当該レセプトを開示することにより受診者が疾病名等を知った場合、今後の診療上に支障が生ずるか否か等について、貴院のご意見を賜りたく同法第８６条第１項（第２項）の規定により意見をお聴きしたいので、　　年　　月　　日までに回答をお願いします。

なお、提出期限までに回答がない場合は、意見のないものとして取扱います。

<table>
<tr><td>開示請求年月日</td><td colspan="6">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>開示対象の被保険者</td><td>被保険者番号</td><td></td><td>氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求に係るレセプト</td><td colspan="3">診　療　年　月</td><td colspan="3">レセプト区分</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所　管　課</td><td colspan="6">電話番号</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

様式第７号（第３条関係）

反対意見書に係る保有個人情報（レセプト）の開示決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

岡山県後期高齢者医療広域連合長　　印

年　　月　　日付で意見書の提出がありましたレセプトについては、個人情報の保護に関する法律第８６条第３項の規定により、次のとおり開示することに決定しましたので通知します。

<table>
<tr><td>開示請求年月日</td><td colspan="6">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>開示対象の被保険者</td><td>被保険者番号</td><td></td><td>氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求に係るレセプト</td><td colspan="3">診　療　年　月</td><td colspan="3">レセプト区分</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>開示することとした理由</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>開示決定をした日</td><td colspan="6">年　　月</td></tr>
<tr><td>開示を実施する日</td><td colspan="6">年　　月</td></tr>
<tr><td>所　管　課</td><td colspan="6">電話番号</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

〔教示〕１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、岡山県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、岡山県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において岡山県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、岡山県後期高齢者医療広域連合長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。